

平成28年6月亀山市議会定例会
専決条例制定・改廃の背景及び趣旨

頁

議案第48号	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	1
--------	------------------------	---

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室
----	------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）の公布に伴い、平成28年4月1日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年3月31日付けで専決処分したものです。

2 改正内容

国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について次のとおり改正しました。 <第26条関係>

(1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘ずる金額を26万5千円（現行：26万円）に引き上げることとします。

(2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘ずる金額を48万円（現行：47万円）に引き上げることとします。

(例)

	軽減判定所得の計算式	対象所得(※)
現 行	5割：33万円＋26万円×被保険者数	～111万円
	2割：33万円＋47万円×被保険者数	～174万円
改 正 後	5割：33万円＋ <u>26万5千円</u> ×被保険者数	～112万5千円
	2割：33万円＋ <u>48万円</u> ×被保険者数	～177万円

※3人世帯の場合

3 その他

施行日は、平成28年4月1日とし、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとしました。